

部会名	令和3年度 第1回 権利擁護部会	
日時	令和3年8月2日(月) ~ 同年8月11日(水) ※書面開催	
場所	なし	
参加者	出席者16名(委員16名)	
会議の公開(傍聴)	公開不可	傍聴なし
<p>○ 第8期権利擁護部会について</p> <p>(1) 権利擁護部会の活動計画</p> <p>(2) 権利擁護部会委員名簿</p> <p>〈活動計画への意見等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会は年に3回しか開催されておらず、そのうち1回は講演会である。3回とも部会(傍聴不可)とし、障がい者差別の解消および障がい者虐待防止について検討すべきではないか。特に、事例に則した活動の討議を優先してほしい。 <p>→令和3年度については、3回の部会とは別に、講演会(オンライン形式)の開催を予定している。部会での事例検討については、重大な個人情報を含むため厳重な取り扱いが必要となり、公の場で全てを検証していくことは難しいと認識しているが、一定程度事例を整理したうえで慎重に対応していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会において、虐待に関する分析も必要だと思う。単年度ではなく長期的なスパンで見えていき、どのような傾向があるのか、背景などで共通項が見いだせるのか、事前の働きかけで有効な方法はあるのか等の検証・共有ができればよいと考える。 <p>→差別解消及び虐待の事例共有・分析については、本年度から2年の活動期間の中で、いただいた意見を参考に、活動計画に基づく取組を検討していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーだけではなく、虐待防止へのアクションにつながる部会発信の取り組みの検討も良いと考える。例えば、虐待通報の分析結果を踏まえて、居宅介護事業所に、早期発見と通報を促す取り組みをする等。 <p>→ご意見については、今後の参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別や障がい者虐待について、資料3や資料4-1を見ると、窓口となる「板橋区虐待防止センター」が潜在化している問題の吸い上げにどれだけ努めているのか判らない。そのため、第8期 権利擁護部会では改めて活動の在り方の議論が必要である。 <p>→区の虐待防止センターは、障害者虐待防止法第33条に基づき、虐待に関する通報受付や相談対応、普及啓発などを行い、訪問調査などは区が必要に応じて行っている。ケースによっては虐待防止センターで個別に対応している場合もあるが、適宜、区と情報共有を行いながら対応に当たっている。権利擁護部会の活動計画については、事務局をはじめ、委員の皆様においても改めて認識いただきたく、提示させていただいた。部会の運営について、今後も皆様のご意見を反映しながら、議論が活発になるような議題調整や発言しやすい環境整備を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者差別に関する相談体制の整備について、虐待防止センターに寄せられた相談に対し、電話だけでなく対面で聞き取り、さらにフォローアップにも関わるべきではないか。 		

→障がい者差別に関する相談窓口は、障がい政策課、教育総務課で対応しており、相談者の希望によって電話や対面での聞き取りを行っている。また、区職員全員に合理的配慮の義務があるため、ケースにもよるが、各福祉事務所や障がい者福祉センター等に相談があった場合は、フォローアップも含めた相談業務として個別に対応している場合もあり、適宜、関係機関同士で情報共有を行いながら対応に当たっている。

- ・関係機関等が対応した相談事例の共有について、当事者やその家族の声を聴くと、差別虐待の事例があっても相談しないという人もいる。早期発見・早期対応するためには、関係機関から潜在的なケースを引き出し、関係機関が連携しながら、差別や虐待への対応力の向上を図ることが必要であると考えます。

→区としても、早期発見のためには、周囲の方が虐待に対する認識を深め、サインに気付くことが大切だと考える。そのため、潜在的なケースについては、権利擁護部会等において潜在的なケースに関する議題・テーマ等を設けるなど、委員の皆様が発言しやすく、認識を深めることができる議題調整、環境整備を図っていく。

○ 報告事項

- (1) 障がい者差別の相談等受付状況について
- (2) 障がい者虐待の通報等受付状況について
- (3) 令和2年度「障害者差別解消法セミナー」アンケート結果について

〈差別の相談等受付状況への意見等〉

- ・障がい者差別の相談が今のところゼロというのは、良いことと受け止めてよいか、かなり懐疑的である。今後の状況にもよるが、相談を受けられる体制を再度検討し、整備する必要があるかもしれない。

→相談件数のあるなしに関わらず、普及啓発の充実や迅速・確実な対応を図っていくことは自治体の責務である。差別解消法の啓発などを通して障がいの方の理解につながる取り組みを引き続き行っていく。また、相談体制の充実については区としても課題と捉えており、いただいたご意見は今後の施策の参考とする。

- ・コロナ禍が原因なのか、合理的配慮に関する相談が減少しているように感じるが、いかがか。あるいは取り組みが浸透したと捉えてよいか。

→数字として障がい者差別に関する相談件数が減っていることについては、コロナ禍による外出が減ったことや、取組が浸透したことも要因であると捉えられる。一方で、コロナ禍によって、聴覚障がいの方にとってはマスク着用で口話が読み取れなくなったことや、視覚障害の方にとってはソーシャルディスタンスが分かりづらい、といった困りごとが出るようになったことも事実である。今後、環境変化などによって生じた合理的配慮についても、障がい当事者部会等でのご意見を踏まえながら、障害者差別解消法で掲げる共生社会の実現をめざしていく。

- ・No.4の事例について、どの程度の事案だったのか説明がないため、「東京労働局の窓口を紹介」するだけでよかったのか判らない。たとえ管轄が違ったとしても、本人に結果を確かめる、東京労働局での対応事例を知るなど、部会で実情を知る取り組みが考えられる。

→障がい者雇用促進法において、雇用の分野における障がいを理由とする差別は禁止されている。このことを踏まえ、雇用に関する差別があった場合は、相談担当窓口となる労働局を案内するが、労働局の窓口には事前に連絡をとり、本人が困らないような連携を図っている。賃金については、本人の労働条件や契約内容の資料を提出し、調査の依頼がご本人からあった場合に対応することとなっている。結果として問題が解消されない場合は、改めて板橋区（障がい政策課）の相談先を伝えている。

〈虐待の通報等受付状況への意見等〉

- ・資料4-1の虐待と認定した事例の一覧について、令和2年度と令和3年度の事例が一緒になっているため、どれが令和3年度なのか分かりづらい。
- 令和3年度の虐待認定件数が1件であり、年度を分けることで個人が特定されるリスクが生じるため、2年分をまとめさせていただいた。
- ・資料4-1に関し、令和元年度との比較が知りたかったが、令和3年度の通報数が令和2年度と比較して多いことの分析が欲しい。
- ・虐待の通報等受付状況はR3年の年度途中であることを考慮すると、件数は例年並みで、虐待については、まだまだ取り組みが浸透していないと考えるべきか、あるいは認定数は減少しているようなので取り組みが浸透してきて、程度が軽くなっているとみるべきか。
- 令和元年度の相談・通報は50件である。令和2年度及び令和3年度は同程度の件数で、いずれも令和元年度と比べると減っている。養護者虐待の通報は減っているが、その要因の分析はまだできていないのが現状。一方で、施設従事者虐待の通報も減っているが、障害者虐待防止法に基づいた施設長・管理者自らによる通報・報告が増えているため、制度に対する理解が進んでいると考えられる。事業所への虐待防止に向けた周知を引き続き行っていくとともに、事業所が支援する障がい者（児）にも虐待防止の取組が浸透するよう、協力を求めるなどの対応を行っていく。
- ・事例3の「養護者」とは、グループホームの職員のことなのか分かりづらい。仮にグループホームの世話人が無断で利用者の貯金を引き出していたのであれば、厳格な対応が必要だと思う。
- ここでの「養護者」とは、ご本人の家族で、「養護者」が被虐待者本人のキャッシュカードを使用して預貯金を引き出した事例である。
- ・以前から虐待認定の判断基準についてはお聞きしたい内容だった。今回、程度一覧表を開示いただき、具体的な状況を想定することができるようになった。
- 今後も、皆様の意見を参考に、資料作成や部会の運営を図っていく。

○協議事項

令和3年度「障害者差別解消法セミナー」について

〈意見等〉

- ・今回も素晴らしい講師で大変楽しみである。Youtube配信は新しい試みであると思われ、若い人にも見てもらえるのではないかと期待する。一方で、年配の方など今まで会場に足を運んで

くれていた人たちがアクセスできなくならないか、心配である。

- ・動画配信は大変良いアイデアだと思った。今後、新型コロナウイルスの流行が収まり、普通に講演会が行われるようになった場合にも、一定期間動画配信ができるようにしておく、もしくは動画ライブラリを設営し、板橋区 HP 等からアクセスできるようにする等の工夫をしても良い。

→今回の新型コロナウイルス感染拡大を受け、区の様々な施策・事業の中に IT の浸透を進めているが、すべての区民の方が対応できる状況にないなど、課題も残るところである。このような課題も踏まえ、視聴する環境が整っていない方向けに、小規模での動画視聴会の実施なども検討している。より多くの方に講演の内容が届くよう、開催方法について工夫する。

- ・2年連続弁護士による講演のため、来年は少し変えた方が良くと思う。

→ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

- ・積極的にセミナーに参加してくださる方は、問題意識も高い方と考えられる面もあるため、より、一般の方が参加して下さるような周知の仕方や開催方法、内容の工夫等が求められると考える。

→一般の方への周知方法として、区施設（おとしより保健福祉センター、ふれあい館、図書館、福祉事務所、健康福祉センター、区民事務所等）へチラシやポスターを送付するとともに、区ホームページでも周知を図っていく。また、講演内容については、より多くの方に興味関心を持ってもらえるよう工夫していく。

- ・ポスターについては、区内の各所にある掲示板に貼ることは可能か。

→区設掲示板への掲載は予約制（毎年12月に次年度分を申込）のため、今年度の掲載はできかねるが、来年度以降、周知方法に関して検討していく。

○その他

(1) 権利擁護部会において周知・共有したい取組や普及啓発していきたい取組について

(2) 障がい当事者部会の部会員へ聞きたい内容について

〈周知・共有、普及啓発についての意見等〉

- ・今年度の報酬改定で、福祉サービス事業所における虐待防止に関わる責任が重くなった。それらがきちんと機能することにも目配りしておく必要があるように思う。

- ・そもそも、障がい自体の理解が世の中として、まだまだなのかなと思う。障がいの中にも、いろいろな特性がある。福祉＝高齢くらいにしか捉えていない状況もある。これらのことを考えると、障害自体の理解啓発が必要では。

- ・今後も具体的な事例についての情報共有は継続して必要なことと思う。

- ・すでにご存知のことと思うが、板橋区は「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」を定めた。令和3年度から社協：権利擁護センターが計画における地域連携ネットワークの中心となる中核機関として位置付けられた。今までの相談と関係機関の協力体制やネットワークを活かし、まずは地域連携の仕組みづくりを重点におき取り組んでいく予定。

- ・積極的なアクションにつながる取り組みができるよう、部会としての分析・成果をあげていきたい。また、事例検討も良いと思われる。個人情報扱いで難しければ、一般的に言われていることを検討しても良い。例えば、当事者の年金を親の生活費に充てる、擁護者が「躰だ・叩かなければわからない」とたたいてしまう等を検討し、部会として具体的に提案できることを見つけていくことなど。
- ・子ども家庭支援センターは、子どもや子育てについての相談や児童虐待について地域の方々からの通告を受けつけている。令和3年4月から、「子どもなんでも相談（3579-2656）」は相談受付時間を24時間365日に、「児童虐待相談窓口（3579-2658）」は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時は子ども家庭支援センターが対応し、その他の時間はコールセンターのオペレーターが対応できるよう拡充した。なお、緊急通報は、最寄りの警察署に通報いただく仕様となっている。

〈障がい当事者部会の部会員へ聞きたい内容について〉

- ・差別を経験した時にどうされているのか。つらい思いをした人たちが泣き寝入りしないための、区の役割について意見を伺ってみたい。
- ・虐待や差別について、どのような環境が相談しやすく、またその環境を整えるためには、何が必要だと思われるか。
- ・成年後見制度利用に関する課題について。
- ・地域における合理的配慮の浸透具合・変化について。
- ・コロナ禍の中で、日常生活を送る中で不安が増したこと、不便を感じるようになったこと。その不安を解消するために、どのような制度、施策を整えたらいいか、日々の中で考えられている提案を聴かせていただきたい。